

広報家畜衛生

平成30年5月10日 発行
徳島家畜保健衛生所
〒770-0045 徳島市南庄町5丁目
TEL 088-631-8950 FAX 088-631-8938
阿南支所 〒774-0013 阿南市日開野町谷田
TEL 0884-22-0304 FAX 0884-22-2225
家畜保健衛生所ホームページURL
<http://www.pref.tokushima.jp/docs/2011110200042/>

死亡羽数徴求報告が 週1回から月1回に変わります。

2018年1月11日、香川県さぬき市で発生した高病原性鳥インフルエンザは、1月14日には発生農場の防疫措置が完了、1月30日に搬出制限区域が解除され、2月5日終息宣言が出されました。その後、新たな発生が確認されなかったことから国際獣疫事務局（OIE）の規定に基づき、4月15日付けで我が国は鳥インフルエンザの清浄国になりました。

これらの状況を受け徳島県では「死亡羽数の徴求報告」を「週1回から月1回」に変更します。

○報告すべき事項

- 1 毎月初め及び鶏等の入雛又は出荷のあった日の鶏等の飼養羽数並びに当該月の1月間の鶏等の死亡羽数
- 2 1の期間における高病原性鳥インフルエンザの可能性を否定出来ないような状況の有無

○報告書の提出期限

報告に係る月の翌月の5日の正午まで
(郵便による場合は、同日正午までに必着とする。)

5月7日(月)から5月31日(木)までの死亡羽数等

6月5日(火)までに報告

※高病原性鳥インフルエンザの可能性を否定できない場合は、直ちに報告してください！

韓国、中国等のアジア諸国では、依然として高病原性鳥インフルエンザが発生していますので、引き続き、本病の発生防止に万全を期すため、飼養衛生管理の徹底と早期発見・通報のための監視の強化にご協力をよろしくお願い致します。

1. 野鳥や小動物の鶏舎等への侵入防止をお願いします。

鶏舎・防鳥ネット等の定期的な点検及び破損箇所の修繕に加え、鶏舎周辺の清掃・整理整頓等、野生動物を鶏舎周辺に寄せ付けない対策の実施。

2. 農場出入り口・周辺での消毒(消石灰等)を徹底してください。

消石灰等による鶏舎周辺の消毒を確実に実施。

3. 異常家さんの早期発見、早期通報にご留意ください。

鶏の日常の健康観察を徹底し、死亡羽数の急増(通常の死亡率の2倍以上)や、飼養鶏に異常が確認された場合は、直ちに最寄りの家畜保健衛生所に連絡下さい。

<連絡先>

徳島家畜保健衛生所 088-631-8950
阿南支所 0884-22-0304

家畜保健衛生所は、休日・夜間も24時間対応しております。

4. 農場に出入りする人・車両の記録をお願いします。

5. 当所からの広報など鳥インフルエンザ関係情報の収集に努めてください。

6. 韓国、中国および国内発生場所への不要不急の旅行等は自粛をお願いします。



